

# 業 務 概 要

令 和 5 年 度



めざせ健康寿命日本一!

秋 田 県 健 康 福 祉 部

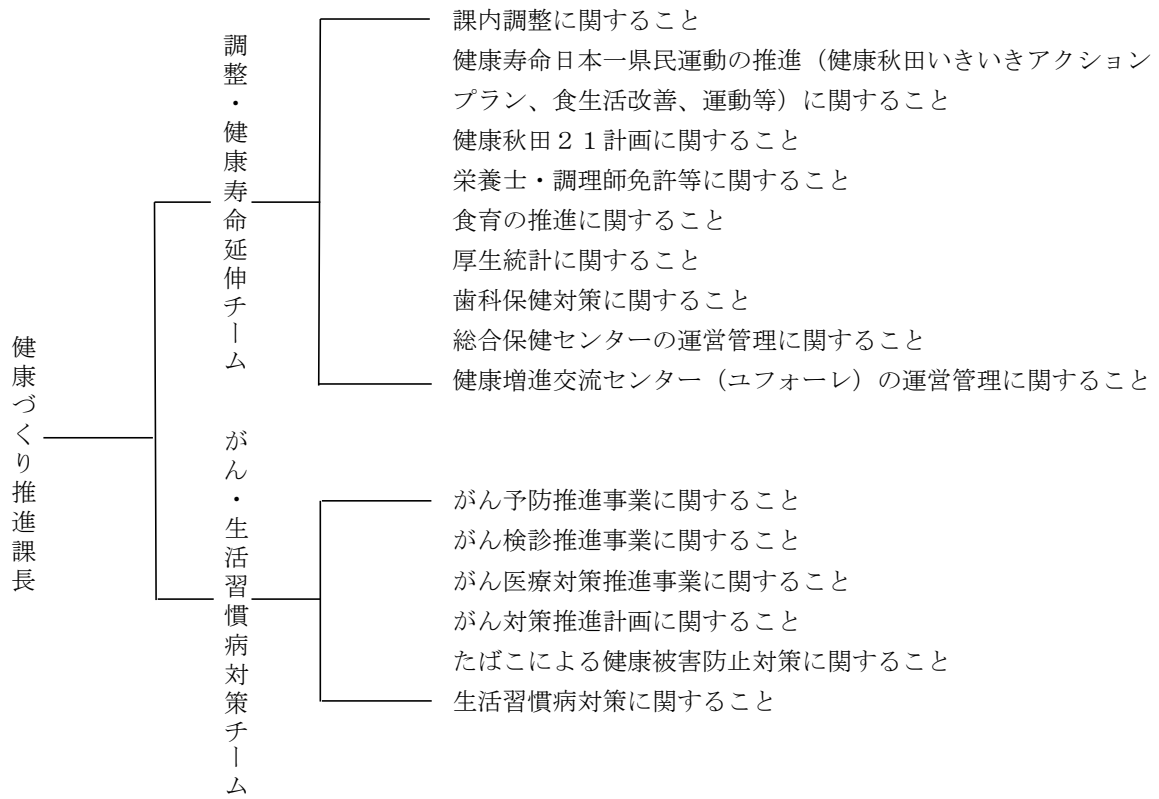
健 康 づ く り 推 進 課

# 目 次

I 健康づくり推進課事務分掌	1
II 令和5年度主要事業	
新秋田元気創造プラン重点戦略に基づく施策	
1 健康・医療・福祉戦略	
健康寿命日本一の実現	
(1) 健康づくり県民運動の推進	2
(2) 生活習慣の改善に向けた意識改革と行動変容の促進	6
(3) 特定健診・がん検診の受診の促進	11
(4) 高齢者の健康維持と生きがいづくり	13
2 安心して質の高い医療の提供	
総合的ながん対策・循環器病対策の推進	14
III 指定管理施設	
1 秋田県総合保健センター	17
2 秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）	19
IV 資料	
1 秋田県健康づくり推進条例	22
2 秋田県健康づくり審議会組織図	27
3 10大死因	28
4 平均寿命	29
5 人口動態	29

## I 健康づくり推進課事務分掌

# I 健康づくり推進課事務分掌



## Ⅱ 令和5年度主要事業

## 令和5年度健康づくり推進課事業概要

### 【新秋田元気創造プラン重点戦略に基づく施策】

#### ○健康・医療・福祉戦略（戦略5）

#### 1 健康寿命日本一の実現

#### （1）健康づくり県民運動の推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	「あきた健康宣言！」推進事業	16,725 <財源> ㊦ 1,648 ㊧ 15,077	「健康寿命日本一」を目指して、県民の健康意識の向上や健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、県民総ぐるみで健康づくり県民運動を展開する。  1 実施主体 県、市町村、秋田県健康づくり県民運動推進協議会  2 事業内容 (1) 「あきた健康宣言！」推進事業 7,192千円 県民運動の基本計画である「健康秋田いきいきアクションプラン」の普及啓発など、健康づくりに取り組みやすい環境を整備する。 ①「あきた健康宣言！」周知事業 4,918千円 ・テレビ、ラジオ、新聞等を活用した情報発信 委 託 先：メディアパートナーシップ共同体実行委員会 ②秋田県健康づくり推進体制整備事業 2,274千円 ・「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」の総会及び部会等の開催 内 容：県民運動の推進母体として会員の主体的な取組や情報共有の推進、会長表彰の実施等 構成団体：経済団体、保健医療団体、民間活動団体、市町村、報道機関等 ・協議会員による県民に有益な健康づくり情報をウェブサイト等を活用して一元的に発信 委 託 先：(株)秋田魁新報社  (2) 地域健康づくり人材活性化事業 2,438千円 ①健康長寿推進員の活動支援 1,595千円 ・健康づくりの推進を担う人材の育成に取り組み、その人材を積極的に活動させる市町村に対して支援する。 対象経費：推進員等が参加する研修会、健康イベント等の実施に要する経費 補 助 率：一般枠1/2、DX推進枠2/3 ・活動事例発表交流会の開催 対 象：健康長寿推進員、市町村職員 ②健康づくり地域マスター制度の運用 843千円 ・マスターの任命及び育成 県内各地での任命研修及び希望者向けに更なる知識習得のための専門研修の実施	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<p>(3) 健康経営普及事業 134千円 秋田県版健康経営優良法人認定制度の活用の促進及び優れた取組のデータベース化・公開等を実施し、健康経営の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の対象 県内で事業活動を行い、常時1人以上の労働者を雇用する法人等で、公的医療保険の適用事業所</li> <li>・認定基準 がん検診の受診、受動喫煙防止対策、食生活改善に向けた普及啓発等、健康秋田いきいきアクションプランの目標に沿った10項目</li> <li>・認定期間等 認定期間：1年間 申請：年2回（12月、6月） 認定：年2回（3月、9月）</li> </ul> <p>(4) 食からの健康応援事業 3,023千円</p> <p>①県民の食意識向上、食環境整備事業 2,475千円 減塩、野菜・果物摂取に関する普及啓発を行い、県民の意識向上を図るとともに、食環境整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田スタイル健康な食事認証制度の普及・支援・管理</li> <li>・地域住民への食生活改善に関する啓発 (委託先：秋田県食生活改善推進協議会)</li> <li>・(管理) 栄養士による栄養出前講座 (委託先：公益社団法人秋田県栄養士会)</li> <li>・スーパー等の関係機関等と連携した減塩、野菜・果物摂取に関するキャンペーン</li> <li>・「新・減塩音頭」の普及の推進</li> <li>・学校、給食を活用した若年期からの普及啓発、保護者世代へのアプローチ</li> </ul> <p>②栄養・食生活改善に取り組む人材の育成・確保事業 306千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の人材育成のための食生活改善講座」の実施</li> </ul> <p>③あきた食育推進事業 242千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期秋田県食育推進計画（R3～R7）に基づく食育の推進</li> <li>・「食の国あきた」推進会議の開催</li> <li>・食育地域ネットワーク会議の開催</li> </ul>	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<p>(5) 運動による健康づくり推進事業 843千円 冬期間の運動不足解消のための健康づくりウォークイベントを開催する。</p> <p>①健康づくりウォークラリーの開催 243千円 ・冬場の運動不足の解消を目的とした屋内施設でのウォークラリーの開催</p> <p>②ICTを活用した健康イベントの開催 609千円 ・アプリを活用したウォーキングイベントの開催による運動習慣の定着の促進</p> <p>(6) 「健康な美酒王国」秋田推進事業 541千円 秋田県アルコール健康障害対策推進計画に基づくアルコール健康障害の理解促進及び普及啓発等の取組を実施する。</p> <p>①秋田県アルコール健康障害対策推進計画推進事業 120千円 ・第2期計画の推進及びアルコール健康障害に関する理解促進</p> <p>②有識者会議（秋田県アルコール健康障害対策推進委員会） 166千円 ・計画の評価及び進捗状況の管理・検証、施策に関する協議等</p> <p>③保健指導担当者等研修会 85千円 ・保健所、市町村等の保健指導担当者等を対象とした研修会の開催</p> <p>④「健康な美酒王国」普及啓発事業 170千円 ・飲酒に伴うリスクや適度な飲酒に関する正しい知識、アルコール健康障害等について、啓発資材を用いた普及啓発</p> <p>(7) フレイル予防啓発事業 1,648千円 フレイル予防に関する啓発、人材の育成・資質向上を図る。</p> <p>①秋田県栄養士会による出前講座 244千円 ・食生活におけるフレイル予防のための出前講座の実施</p> <p>②ユフォーレを活用した出前講座 966千円 ・運動によるフレイル予防のための出前講座の実施</p> <p>③健康づくり指導者への講習会 158千円 ・地域包括支援センター職員や市町村職員等を対象としたフレイル予防の講習会の実施</p> <p>④健康づくり地域マスター専門研修 280千円 ・フレイル予防に特化した専門研修の実施</p>	



No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			(8) 令和5年度全国食生活改善大会開催事業 906千円 ・令和5年度全国食生活改善大会及び 第53回全国食生活改善推進員協議会大会 開催日：令和5年9月6日(水) 会場：ミルハス 参加者：約800名 (食生活改善推進員、行政担当者等) 内容：講演、事例発表、表彰等	
2	市町村健康増進等事業	26,134 <財源> ㊦ 12,339 ㊧ 13,795	1 生活習慣病対策費 2,457千円 健康増進法に基づく健(検)診事業の精度管理及び従事者の指導講習(研修)等を開催する。 (1) 専門部会等の開催 1,437千円 生活習慣病分科会、がん対策分科会、消化器がん部会、子宮がん部会、乳がん部会、肺がん等部会、がん登録部会等の開催 (2) 生活習慣病予防のための専門職講習会 ・負担金交付先 1,020千円 (一社) 秋田県医師会 (公社) 秋田県診療放射線技師会 (一社) 秋田県臨床検査技師会 NPO 秋田県糖尿病対策推進協議会 2 市町村健康増進事業費補助金 23,677千円 健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業(がん検診を除く。)に対して補助する。 (1) 内容 ①健康教育 ②健康相談 ③健康診査 ④訪問指導 ⑤総合的な保健推進事業 (2) 負担割合 国・県・市町村 各1/3 ※市町村が肝炎ウイルス検診に係る個別勧奨を実施した場合の自己負担相当額については、国10/10の補助	健康づくり推進課

(2) 生活習慣の改善に向けた意識改革と行動変容の促進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	生活習慣病対策事業	5,100 <財源> ㊦ 2,547 ㊧ 2,553	<p>地域・職域における連携の推進、地域の健康問題を抽出するためのデータ分析により、効果的な保健事業等を実施するほか、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発等により、循環器病による死亡率の低減を図る。</p> <p>1 実施主体 県</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 地域・職域連携推進事業 1,254千円                      地域保健と職域保健の連携により各機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、在住者や在勤者の違いによらない、地域の実情を踏まえた、より効果的・効率的な保健事業を連携して展開する。                      ・地域・職域連携推進協議会の開催                      ・地域課題解決連携事業の実施</p> <p>(2) 学童期から始める健康づくり総合啓発事業 350千円                      主に小学生を対象に将来にわたる健康づくりについての学習機会を提供するとともに、県民向けの学習機会の提供と広報・啓発活動による健康教育等の充実を図る。                      ・「健康寿命日本一クイズ秋田県版」の制作                      ・学校等におけるリモート出前講座</p> <p>(3) 循環器病予防・普及啓発事業 3,496千円                      循環器病の予防や正しい知識の普及啓発による脳血管疾患や心疾患など循環器病の死亡率の減少を目指す。                      ①循環器病予防・知識啓発部会の開催 150千円                      ・有識者による委員会の開催                      ②循環器病予防の普及啓発 2,742千円                      ・タウンミーティングの開催                      ・県民の健康と医療を考えるセミナーの開催                      ・普及啓発資材を活用した広報活動                      ③脳卒中発症予防推進事業 604千円                      ・市町村や職域の保健師・管理栄養士等を対象とした脳卒中発症予防に向けた研修会の開催</p>	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
2	栄養改善対策事業	4,589 <財源> ㊦ 3,486 ㊧ 1,401 ㊨ △298	1 栄養士・調理師免許事務費 1,523千円 調理師試験の実施及び栄養士・調理師の免許の交付等を行う。(調理師試験の一部を(公社)調理技術技能センターへ委託) (1) 調理師試験事務 ・受験見込み数 220人 (2) 栄養士免許交付事務(見込) ・免許申請者 105人 ・免許書換え 70人 ・再交付申請者 15人 (3) 調理師免許交付事務(見込) ・免許申請者 170人 ・免許書換 40人 ・再交付申請者 55人  2 国民健康・栄養調査費 1,401千円 健康増進法の規定により、国民健康・栄養調査を実施する。(厚生労働省からの委託事業) ・対象地区：県内2地区  3 栄養改善対策費 1,665千円 県(主管課・各福祉環境部)が一体となり、既存資源を有効に活用し、県の健康課題に関する栄養・食生活分野の要因の改善に取り組む。 (1) 栄養・食生活分科会の開催 (2) 栄養改善推進事業 ・栄養改善中央研修会の開催 ・栄養改善保健所研修会の開催 ・人材育成研修会の開催(実施主体：課) (3) 保健栄養対策事業 ①適正な給食の推進 ・特定給食施設等巡回個別指導 ・従事者研修会 ②食環境の整備 ・食の健康づくり応援店の更新・精度管理 ③食生活改善地区組織の育成、基盤強化 ・食生活改善推進員のスキルアップ事業開催(委託先：秋田県食生活改善推進協議会) ・未組織市町村への働きかけ (4) 健康増進事業 ・健康増進法第65条第1項に基づく監視指導	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
3	県民健康・栄養調査事業	964 <財源> ⊖ 964	令和4年度県民健康・栄養調査結果をもとに、健康秋田21計画等の栄養・食生活分野の指標となるベースラインを得るとともに、食生活指針の改訂による普及、栄養・食生活分野事業の評価・見直しを行う。  1 実施主体 県（一部委託）  2 事業内容 ①令和4年度調査結果の分析・解析による課題の抽出 ・解析作業、報告書・概要版の作成 ②課題と課題解決のための行動指標の普及 ・食生活指針の改訂	健康づくり推進課
4	「受動喫煙ゼロそして禁煙」推進事業	13,376 <財源> ① 6,663 ② 38 ⊖ 6,675	たばこによる健康被害を防止するため、禁煙支援、若い世代の喫煙防止及び受動喫煙防止の3つの観点から総合的なたばこ対策を行う。  1 実施主体 県  2 事業内容 (1) 禁煙支援事業 1,631千円 喫煙率低減のため、禁煙の動機付けや禁煙開始の支援を行う。 ・喫煙者とその家族等を対象とした出前講座や、医師の講話等の実施 ・健診時における喫煙者への啓発 ・乳幼児集団検診時における乳幼児家庭への保健指導等の実施 ・世界禁煙デーに合わせた街頭キャンペーンや、産業医等を対象とした講習会の開催  (2) 若い世代の喫煙防止事業 583千円 若い世代の喫煙防止のため、たばこによる健康被害に関する正しい知識の普及や喫煙の習慣化防止に向けた取組を行う。 ・大学生や新規就職者等を対象にした喫煙の習慣化防止に関する啓発資材の作成・配布 ・大学生向け講義の実施 ・副教材による中学生とその保護者向けの啓発  (3) 受動喫煙防止事業 11,162千円 受動喫煙による健康被害を防止するため、受動喫煙を防止する環境を整備する。 ・望まない受動喫煙を防止する環境整備を推進するための普及啓発	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニやスーパー等幅広い年代が利用する施設において、喫煙所を撤去し、受動喫煙の防止を呼びかけるキャンペーンの実施</li> <li>・受動喫煙防止条例に関する相談対応・指導</li> </ul>	
5	歯科保健対策事業	1,351 <財源> ㊦ 1,351	県民の健康づくりを推進するため、歯科保健分科会の開催や歯科保健の啓発を目的とした表彰事業等を実施する。(一部を県歯科医師会に委託) (1) 健康づくり審議会歯科保健分科会の開催  (2) 歯科保健普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子よい歯のコンクール</li> <li>・8020いい歯の表彰</li> <li>・臼井記念歯科保健功労賞</li> <li>・よい歯の保育所・幼稚園、学校表彰 (県教育委員会、県歯科医師会と共催)</li> <li>・秋田県歯科保健大会</li> </ul>	健康づくり推進課
6	歯科保健医療推進事業	18,565 <財源> ㊦ 6,253 ㊧ 1,525 ㊨ 49 ㊩ 10,738	各ライフステージに応じた歯科保健対策を実施するため、生涯にわたって歯と口腔の健康を維持できる支援体制を整備する。 1 実施主体 県(一部委託) 2 事業内容 (1) 口腔保健支援センター推進事業 11,903千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔保健支援センターに配置した歯科衛生士等による、市町村や施設、学校等を対象とした各ライフステージに応じた歯科保健指導等の実施</li> <li>・フッ化物洗口に関する知識と技術の普及啓発</li> <li>・乳幼児歯みがきハンドブックの作成及び県内3か所での市町村保健師等を対象としたハンドブック活用研修会の開催</li> <li>・障害児(者)施設及び介護施設における訪問歯科保健指導の強化</li> </ul> (2) 8020運動推進特別事業 2,137千円 早期からの歯の喪失防止や高齢者の口腔機能の維持・向上を図るため、口腔ケア等に関する研修事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域歯科保健課題解決に向けた研修会の開催(8保健所)</li> <li>・歯科口腔保健推進研修事業              歯科保健医療フォーラム及び口腔ケア推進研修会の開催              委託先：(一社)秋田県歯科医師会</li> </ul>	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<p>(3) オーラルフレイル予防啓発事業 1,525千円  高年齢期のオーラルフレイル予防のため、広報活動による啓発や人材育成研修会を実施する。</p> <p>①広報活動の実施 871千円  オーラルフレイル予防啓発動画の作成</p> <p>②人材育成研修会 500千円  通いの場等で歯科保健指導を担う歯科衛生士を育成  委託先：(一社)秋田県歯科医師会</p> <p>③モデル企業の育成 154千円  オーラルフレイル予防に先駆的に取り組むモデル企業を育成</p> <p>(4) ㊦第44回全国歯科保健大会支援事業 3,000千円  歯科保健事業に多大な功績があった個人及び団体の表彰や、特別講演会等を通じて、全国的な歯科保健医療の更なる普及啓発を目的に開催する。</p>	
7	秋田県健康増進交流センター運営費	75,655 <財源> ㊦ 106 ㊧ 88 ㊨ 75,461	秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ)の管理を指定管理者に委託する。 (1)設置者 県 (2)指定管理者 河辺地域振興(株) (3)指定期間 R3～R7年度 (4)指定管理料 75,655千円(R5) (5)内 容 温泉を活用した健康増進事業の実施(健康運動指導士、温泉利用指導者、栄養士の配置)	健康づくり推進課
8	秋田県健康増進交流センター設備等整備事業	16,636 <財源> ㊨ 16,636	ユフォーレの維持管理上必要不可欠であるため、老朽化している設備等を更新するほか、インボイス制度に対応するため会計機システムを改修する。 ・排水ポンプ用動力配線設備 1基 ・取水井戸設備 1基 ・中央監視装置設備(実施設計) 1基 ・フロント会計機システム 1基	健康づくり推進課

(3) 特定健診・がん検診の受診の促進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名															
1	健(検)診受診率向上総合対策事業	14,304 <財源> ㊦ 778 ㊧ 13,526	<p>健(検)診受診率の向上を図るため、受診しやすい環境の整備など、受診促進に向けた総合的な取組を行う。</p> <p>1 実施主体 県、市町村、健(検)診機関等</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 胃がん検診助成事業 6,134千円                      全国と比較し胃がんの死亡率が高いことから、罹患率の上昇する年齢層を対象に、検診(エックス線・内視鏡)の自己負担額を無料化又は軽減するための経費を助成する。                      ・補助対象：市町村                      ・対象年齢：50、52、54、56、58歳                      ・補助基準額：2,000円                      ・補助率：10/10</p> <p>(2) がん検診受診率向上推進事業 5,228千円                      次の4つのがん検診について、罹患率の上昇する年齢層を対象に、検診の自己負担額を軽減するための経費を助成する。                      ・補助対象：市町村                      ・補助率：1/2                      ・補助基準額等：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象年齢</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大腸がん</td> <td>50～54歳</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>60～64歳</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>30～34歳</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>40～44歳</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・補助要件：コール・リコールによる受診勧奨</p> <p>(3) 「声かけあって、みんなで受診！」健(検)診受診促進事業 1,560千円                      地域のかかりつけ医や歯科医、薬剤師等から健(検)診未受診者等へ受診を促すことにより、病気の早期発見・早期治療につなげ、がんや生活習慣病の死亡率低減を目指す。                      ①かかりつけ医による受診勧奨                      ・委託先：(一社)秋田県医師会                      ②かかりつけ歯科医、薬剤師・薬局による受診勧奨                      ・協力歯科診療所・薬局 3地区各60施設程度                      ③がん対策推進企業等連携協定締結企業(32社)による顧客や取引先等に対する受診呼びかけの実施</p>		対象年齢	補助基準額	大腸がん	50～54歳	500円	肺がん	60～64歳	500円	子宮頸がん	30～34歳	1,500円	乳がん	40～44歳	1,500円	健康づくり推進課
	対象年齢	補助基準額																	
大腸がん	50～54歳	500円																	
肺がん	60～64歳	500円																	
子宮頸がん	30～34歳	1,500円																	
乳がん	40～44歳	1,500円																	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<p>(4) ㊦若年女性のためのがん検診受診促進事業 1,382千円</p> <p>若年女性の子宮頸がんの検診自己負担額の軽減を図り、がん検診の受診促進及び習慣化につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象：市町村</li> <li>・対象年齢：22、24、26、28歳</li> <li>・補助基準額：1,500円</li> <li>・補助率：10/10</li> </ul>	健康づくり推進課
2	秋田県総合保健センター運営事業	77,205  <財源> ㊦ 1,238 ㊦ 356 ㊦ 18,592 ⊖ 57,019	<p>秋田県総合保健センターの管理を指定管理者に委託する。</p> <p>(1) 設置者 県 (2) 指定管理者 (公財) 秋田県総合保健事業団 (3) 指定期間 R3～R7年度 (4) 指定管理料 77,205千円 (R5) (5) 内 容 健康診査(人間ドック)の実施、総合保健センターの施設維持管理など</p>	健康づくり推進課
3	秋田県総合保健センター設備等整備事業	2,332  <財源> ⊖ 2,332	<p>人間ドック事業に必要な検査機器等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦人科検診台 一台</li> </ul>	健康づくり推進課



(4) 高齢者の健康維持と生きがいづくり

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	「あきた健康宣言！」推進事業（フレイル予防啓発事業） 【再掲】	1,648 ＜財源＞ ② 1,648	フレイル予防に関する啓発、人材の育成・資質向上を図る。 （1）秋田県栄養士会による出前講座 244千円 ・食生活におけるフレイル予防のための出前講座の実施 （2）ユフォーレを活用した研修会等 966千円 ・運動によるフレイル予防のための研修会及び出前講座の実施 （3）健康づくり指導者への講習会 158千円 ・地域包括支援センター職員や市町村職員等を対象としたフレイル予防の運動講習会の実施 （4）健康づくり地域マスター専門研修 280千円 ・フレイル予防に特化した専門研修の実施	健康づくり推進課
5	歯科保健医療推進事業（オーラルフレイル予防啓発事業） 【再掲】	1,525 ＜財源＞ ② 1,525	高齢期のオーラルフレイル予防のため、広報活動による啓発や人材育成研修会を実施する。 （1）広報活動の実施 871千円 オーラルフレイル予防啓発動画の作成 （2）人材育成研修会 500千円 通いの場等で歯科保健指導を担う歯科衛生士を育成 委託先：（一社）秋田県歯科医師会 （3）モデル企業の育成 154千円 オーラルフレイル予防に先駆的に取り組むモデル企業を育成	健康づくり推進課

## 2 安心で質の高い医療の提供

### 総合的ながん対策・循環器病対策の推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	がん対策総合推進事業	139,455 <財源> ④ 50,385 ⑤ 15,000 ⑥ 5,882 ⑦ 68,188	<p>がん予防の推進やがん医療の質の向上等を図るため、がんに関する情報の収集・提供やがん診療機能の強化、がん患者に対する支援等を行う。</p> <p>1 実施主体 県、市町村、がん患者団体、がん診療連携拠点病院等</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) がん登録推進事業 8,106千円            がん登録推進法に基づく「全国がん登録」に関する事務を実施する。            ・委託先：(公財)秋田県総合保健事業団等            ・内容：医療機関からの届出情報の審査・整理、登録情報の国への提出や県内市町村・医療機関への提供等            ※全国がん登録            がんと診断された全ての人のデータを国で一つにまとめて集計・分析・管理する仕組み</p> <p>(2) 多目的コホート研究事業 5,882千円            国立がん研究センターの委託を受け、生活習慣とがんなどの病気との関係を明らかにするための疫学調査を実施する。            ・実施地域：横手市            ・内容：血液試料及び健診データの収集等</p> <p>(3) がん診療機能等強化事業 108,500千円            がん拠点病院等の診療機能を強化するために必要な経費を助成する。            ①がん診療機能等強化事業費補助金 93,500千円            地域がん診療連携拠点病院等のがん診療機能等の強化に要する経費に対して補助する。            ・補助基準額：1病院当たり8,500千円            ・補助率：10/10(国1/2、県1/2)            ・対象経費：医療従事者研修、患者等への相談支援、普及啓発等            ②がん薬物療法機能強化事業費補助金 15,000千円            がん拠点病院等へ派遣し、指導・助言等を行うがん薬物療法医の配置に要する経費に対して補助する。            ・補助先：秋田大学医学部附属病院            ・補助率：10/10            ・対象経費：人件費、旅費等諸経費</p>	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<p>(4) 緩和ケア推進事業 800千円            県内のがん緩和ケア提供体制の強化を図るため、緩和ケアに携わる医療従事者等を対象とした研修会を開催する。            ・委託先：秋田県緩和ケア研究会            ・内容：拠点病院の緩和ケア病棟等における実地研修</p> <p>(5) がん対策推進計画進行管理費 266千円            第3期秋田県がん対策推進計画を推進するため、情報収集等を行う。</p> <p>(6) がん患者支援推進事業 13,617千円            がん治療に伴う問題を解消するため、がん患者及びその家族の経済的負担軽減を図る。</p> <p>①医療用補正具助成事業 7,735千円            がん患者の就労や社会参画を支援するため、医療用補正具の購入費用に助成した市町村に対して補助する。            ・補助対象：市町村            ・助成限度額：ウィッグ 1人当たり15千円            乳房補正具 1人当たり10千円</p> <p>②妊よう性温存支援事業 4,136千円            がん患者等の妊よう性温存に係る相談ネットワークを構築するとともに、その治療に要する費用等に対して助成する。            ・補助対象：43歳未満、所得制限なし            ・補助基準額：            ア 妊よう性温存療法            卵子 200千円            卵巣組織 500千円            受精卵 350千円            精子 30千円            精巣内精子採取 350千円            イ 温存後生殖補助医療            受精卵を用いた治療 100千円            未受精卵子を用いた治療 250千円            卵巣組織再移植後の治療 300千円            精子を用いた治療 300千円            ※採卵したが状態の良い卵が得られないため中止した場合 100千円            ・補助率：10/10            ※妊よう性温存治療            がん治療に伴う化学療法や放射線療法で生殖機能が損なわれる前に、卵子、精子等を凍結保存し、妊娠の可能性を残す治療</p>	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<p>③若年がん患者在宅療養支援事業 1,746千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象：18～39歳の在宅療養を希望するがん患者</li> <li>・補助基準額：福祉用具貸与 月額 30千円 福祉用具購入 年額100千円</li> <li>・補助率：9/10</li> </ul> <p>※がん患者の在宅療養支援については、18歳未満は小児慢性特定疾病医療費等、40歳以上は介護保険の対象となる。</p> <p>(7) ㊦がんと共生社会推進事業 727千円 県民のがんに対する理解を深めることで、がんと共生社会の実現を推進する。</p> <p>①がん患者団体ネットワーク等支援 463千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピア・サポート活動支援</li> </ul> <p>補助対象：がんサロンを運営する患者団体 補助率：1/2 補助基準額：30千円 対象経費：がんサロン運営経費 <li>・がん患者団体ネットワーク・情報発信強化</li> <p>委託先：秋田県がん患者団体連絡協議会 きぼうの虹</p> <p>委託内容：がん患者団体交流会及び研修会の開催、情報発信</p> <p>②若い世代からのがん教育 264千円</p> <p>委託先：秋田大学医学部附属病院がん相談支援センター</p> <p>委託内容：AYA世代を対象としたがんに関する正しい知識を学ぶ講座等の開催。</p> <p>(8) 第4期秋田県がん対策推進計画策定にかかる調査委託事業 1,577千円 がん医療や患者支援の更なる充実に向け、医療従事者及び患者についての実態調査を行い、第4期秋田県がん対策推進計画の策定に反映する。</p> <p>委託先：秋田大学医学部附属病院 内容：医療従事者及びがん患者実態調査の実施</p> </p>	

### Ⅲ 指定管理施設

# 1 秋田県総合保健センター

## 1 総合保健センターの設置について

秋田県総合保健センター条例により規定されており、県民の健康の保持増進を図るため、昭和61年9月に設置された。

## 2 機能

### (1) 保健医療情報の管理

市町村が集団健診データを活用するためのシステムについて、制度の変更に合わせてプログラムを更新する。また、集団検診を実施する際に、データを効率的に処理するシステムを無償貸与する。

### (2) 保健医療に関する施設・設備の管理

保健医療に関する研修等のため、センターの会議室・研修室等の使用許可及び管理を行うとともに、健康教育等で使用する普及啓発用視聴覚資料を保有し、市町村や保健所、一般企業、ボランティア団体等へ無償貸与する。

### (3) 健康診査

健康診査（日帰り人間ドック）業務として、総合健診、婦人健診のほか各種オプション検査等を実施する。

### (4) その他、健康の保持増進に関し必要な業務

## 3 管理運営方法

平成18年度から指定管理者として、（公財）秋田県総合保健事業団が管理運営。（利用料金・指定管理料併用）

## 4 利用実績

### (1) 研修室の使用実績（延べ利用回数）

（単位：回）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	定員(人)
大会議室	135	154	141	135	134	110	113	121	180
小会議室	46	48	50	43	42	45	36	45	28
栄養実習室	21	7	4	11	9	9	8	6	40
展示ホール	6	23	17	7	5	14	18	10	—
第1研修室	140	150	126	117	118	116	92	115	60
第2研修室	136	142	135	142	144	126	87	114	30
第3研修室	126	135	99	89	91	87	76	97	30

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	定員(人)
大会議室	102	130	126	157	147	174	227	227	180
小会議室	32	30	37	60	49	30	40	67	28
栄養実習室	6	4	4	5	13	1	1	2	40
展示ホール	5	4	7	3	9	1	4	4	—
第1研修室	88	139	105	131	105	105	110	150	60
第2研修室	111	104	94	144	126	75	99	149	30
第3研修室	68	72	69	90	66	66	71	143	30

(2) 健康診査の受診実績

(単位：人、件)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	備考
総合健診	6,335	5,534	5,414	5,492	5,332	5,426	5,430	5,774	人間ドック受診数
婦人科健診	1,707	1,461	1,299	1,289	1,355	1,382	1,320	1,272	婦人科健診受診者数
その他健診	2,952	2,683	2,690	2,436	4,207	3,738	4,286	4,395	オプション検査等実施 件数(喀痰等)
合計	10,994	9,678	9,403	9,217	10,894	10,546	11,036	11,441	

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考
総合健診	5,702	5,850	5,889	6,134	6,120	6,108	6,128	6,125	人間ドック受診数
婦人科健診	1,273	1,344	1,296	1,258	1,238	1,217	1,205	1,111	婦人科健診受診者数
その他健診	4,302	4,365	4,824	7,096	7,258	7,640	7,468	6,165	オプション検査等実施 件数(喀痰等)
合計	11,277	11,559	12,009	14,488	14,616	14,965	14,801	13,401	

## 2 秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）

### 《目的》

県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉利用を中心に運動や森林浴を取り込んだ健康づくりの実践の場を提供するとともに、健康に関する情報提供・研修等を行う拠点施設として設置された。

### 《施設概要》

1 位置 秋田市河辺三内字丸舞1-1（県立太平山自然公園内、岩見ダム手前3km）

2 設置日 平成9年6月19日新築 平成9年7月25日開設

3 規模

県	建物	メイン棟（1,746㎡）	トレーニングルーム・健康相談・情報コーナー・レストラン・ロビー 大広間(3室)・個室(6室)・会議室(2室)ほか
		アクア棟（2,539㎡）	ハーテゾーン(11種の浴槽)・プール・裸浴・ リラク্সルーム等(3室)
		宿泊棟（1,143㎡）	一般宿泊棟(24室50人)・自炊棟(12室30人)
基盤		駐車場（8,050㎡）	第2駐車場(278台)・第3駐車場(70台)
		その他	構内道路(L=280m・W=8.5m)・送湯設備(1,100m)
秋田市	建物	駐車場（1,646㎡）	第1駐車場(74台)
		森林浴コース	L=1,040m・W=2m
		緑地広場(35,900㎡)	グラントゴルフ・野外ステージ
		芝生公園(20,800㎡)	キャンプサイト・炊事場
基盤		その他	進入路(L=1,120m・W=8.5m)

※平成16年3月1日、市（町）により河辺高齢者健康づくりセンターが新設された。

（介護予防等拠点整備事業：国10/10、メイン棟と渡り廊下で接続）体育館等 535㎡

4 施設整備費（平成4～9年度）（単位：円）

区分	構造・設計（H4～6）	工事費（H7～9）	合計
秋田県	1億1千2百万	33億9千5百万	35億7百万
秋田市(河辺町)	—	12億	12億
合計	1億1千2百万	45億9千5百万	47億7百万

### 《管理運営方法》

1 運営形態について

(1) 令和3年度～令和7年度

指定管理者として河辺地域振興株式会社が管理運営。（利用料金・指定管理料併用）

(2) 平成28年度～令和2年度

指定管理者として河辺地域振興株式会社が管理運営。（利用料金・指定管理料併用）

(3) 平成18年度～平成27年度

指定管理者として河辺地域振興株式会社が管理運営。（利用料金・指定管理料併用）

(4) 平成13年度～平成17年度

管理運営：河辺地域振興株式会社（利用料金・委託料併用）



健康増進事業の実施：財団法人秋田県総合保健事業団（委託料）

※ 外部監査の指摘（H11.9）を受け、運営体制一元化による経営の効率化を図るため、重複業務を解消（施設の一元管理）した。

（5）平成9年度開設～平成12年度

管理運営（宿泊棟・レストラン）：河辺町地域振興株式会社（利用料金）

管理運営（メイン棟・アクア棟）：公益財団法人秋田県総合保健事業団（委託料）

及び健康増進事業の実施

※ 健康増進事業・・・健康運動指導士・温泉利用指導者の配置、健康教室開催、健康づくり実践指導、健康相談、情報提供等  
・資格取得者一覧（R5.4現在）

	令和5年度
温泉利用指導者	1
健康運動指導士	3
健康運動実践指導者	1
管理栄養士	1
栄養士	1
プール衛生管理者	1
水上安全法救助員	1
中・高等学校教諭1種免許（保健体育）	1

※実人数 4人

## 2 利用料金制について

条例で規定する上限額の範囲内で、指定管理者の申請を県が承認し、利用料金を定める方式（承認利用料金制）を開設当初から導入している。（令和元年10月の消費税改定に伴い、上限額を変更）

主な利用料金

区 分	上 限 額 (条例) R1/10/1～	承 認 額 R1/10/1～
入館料全館利用（一般）	1, 260円	1, 200円
〃 全館利用（小学生）	630円	600円
入館料入浴のみ（一般）	630円	600円
〃 （小学生）	310円	300円
団体料金20人以上（一般）	1, 050円	900円
定期券（一年間有効）	18, 860円	18, 500円
回数券・5回（一般）	6, 300円	4, 000円
〃 入浴のみ10回（一般）	6, 300円	4, 000円
トレーニングルーム利用のみ	250円	250円
一般棟宿泊（シングル素泊）	5, 450円	5, 450円

《利用者数の状況》

（単位：人・千円）

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
委託先	河辺町地域振興株式会社 財団法人秋田県総合保健事業団							
利用者	77,651	85,455	104,376	94,886	100,673	94,901	96,504	95,363

東日本大震災 (H23. 3. 11)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
委託先		【指定管理者】 河辺地域振興(株)					【指定管理者】 河辺地域振興(株)	
利用者	95,794	91,902	91,299	86,235	89,241	80,693	87,471	90,242
							目標利用者数 88,000	90,000

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
委託先	【指定管理者】 河辺地域振興(株)			【指定管理者】 河辺地域振興(株)				
利用者	91,064	92,090	93,108	94,006	95,029	96,094	97,007	78,042
目標利用者数	91,000	92,000	93,000	94,000	95,000	96,000	97,000	78,000

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
委託先	【指定管理者】 河辺地域振興(株)							
利用者	82,602	90,039						
目標利用者数	97,000	97,000						

## IV 資 料

# 1 秋田県健康づくり推進条例（平成16年秋田県条例第十六号）

## 目次

前文

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 基本計画（第八条）

第三章 基本的施策（第九条～第十六条）

第四章 重点的施策（第十七条～第二十条）

第五章 秋田県健康づくり審議会（第二十一条～第二十六条）

附則

生涯にわたって健やかで生き生きと暮らすことは、県民共通の願いであり、社会の活力の維持と向上に欠くことのできないものである。

秋田県では、生活環境の改善や医学の進歩などにより、県民の平均寿命が延びている一方で、全国の平均に比べ、がんなどの生活習慣病により死亡する人の割合が高く、また、自殺により死亡する人の割合も著しく高い現状にある。

このような状況に対処し、すべての県民が健康で長生きするためには、一人ひとりが、食生活、運動などの生活習慣の心身に及ぼす様々な影響を認識し、自ら進んで生活習慣の改善や心の健康の保持に取り組むとともに、その取組を社会全体で支援していかなければならない。

ここに、すべての県民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活することができる活力ある社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無又は程度にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善等により、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 健康づくり関係者 保険者（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第一号から第六号までに掲げる者をいう。）、医療機関、教育機関その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行うもの（国、県及び市町村並びに営利を目的とする団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民が、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 県、健康づくり関係者及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、及び協力して必要な措置を講ずるとともに、県民の生涯の各段階に応じた支援を一貫して行うこと。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自己に適した健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加する努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(健康づくり関係者の責務)

第六条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民に対し健康づくりに関する十分かつ確かな情報を提供するとともに、県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備を図るとともに、県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 基本計画

(基本計画)

第八条 知事は、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県健康づくり審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第三章 基本的施策

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民が行う健康づくり並びに県民及び民間の団体が行う健康づくりの推進のためのボランティア活動その他の活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(健康教育の充実等)

第十条 県は、健康づくりの重要性についての児童及び生徒の関心と理解が深まるよう、健康教育の充実に努めるものとする。

2 県は、県民が健康づくりに関する知識を修得し、生涯にわたって主体的に健康づくりを行うことができるよう、学習の機会の提供及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材育成)

第十一条 県は、健康づくり関係者と連携し、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十二条 県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

(健康づくりの日)

第十三条 県は、健康づくりについての県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくりの日を設ける。

2 健康づくりの日は、十月の第一日曜日とする。

(表彰等)

第十四条 知事は、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っていると思われる者を公表し、又は表彰することができる。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、健康づくりの推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十六条 県は、市町村が健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

#### 第四章 重点的施策

(生活習慣病の予防)

第十七条 県は、県民のがん、脳血管疾患、歯科疾患その他の生活習慣病の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、生活習慣病に関する調査研究の結果を活用した保健指導その他の県民の生活習慣の改善に関する施策及び健康診査の推進に関する施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持及び自殺の予防)

第十八条 県は、県民の心の健康の保持及び自殺の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、県民からの相談に応ずるために必要な体制の整備、啓発活動等を行うものとする。

(健全な食生活の実現)

第十九条 県は、県民の健全な食生活の実現を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、地域で生産された農林水産物の長を考慮した栄養指導その他の県民の栄養の改善に関する施策を講ずるものとする。

(受動喫煙の防止)

第二十条 県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設

における県民の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、県民の受動喫煙の防止に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第五章 秋田県健康づくり審議会

（設置及び所掌事務）

第二十一条 第八条第三項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じがん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項に規定する合議制の機関として同法及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定によりその権限に属させられた事項並びに健康づくりの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

（平二七条例五六・一部改正）

（組織及び委員の任期）

第二十二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十三条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第二十四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会及び部会）

第二十五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、分科会を置く。

- 2 分科会に、前項の規定により分科会の所掌に属させられた事項（以下「分科会の所掌事項」という。）のうち特定の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置くことができる。
- 3 審議会に、分科会の所掌事項及び前項の規定により部会の所掌に属させられた事項（以下「部会の所掌事項」という。）を調査審議させるため、専門委員を置く。
- 4 専門委員は、分科会の所掌事項又は部会の所掌事項に関し学識経験のある者のうち

から、知事が任命する。

- 5 分科会又は部会に属すべき委員及び専門委員は、二十人以内とし、知事が指名する。
- 6 分科会に分科会長を、部会に部会長を置く。
- 7 第二十二条第三項及び第四項の規定は専門委員について、第二十三条第二項から第四項まで及び前条の規定は分科会長及び部会長並びに分科会及び部会の会議について準用する。この場合において、第二十三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「分科会に属する委員及び専門委員」又は「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 8 分科会の所掌事項については審議会の定めるところにより分科会の議決をもって審議会の議決とし、部会の所掌事項については分科会の定めるところにより部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(委任規定)

第二十六条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に健康増進法第八条第一項の規定により定められている計画は、第八条の規定により定められた基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

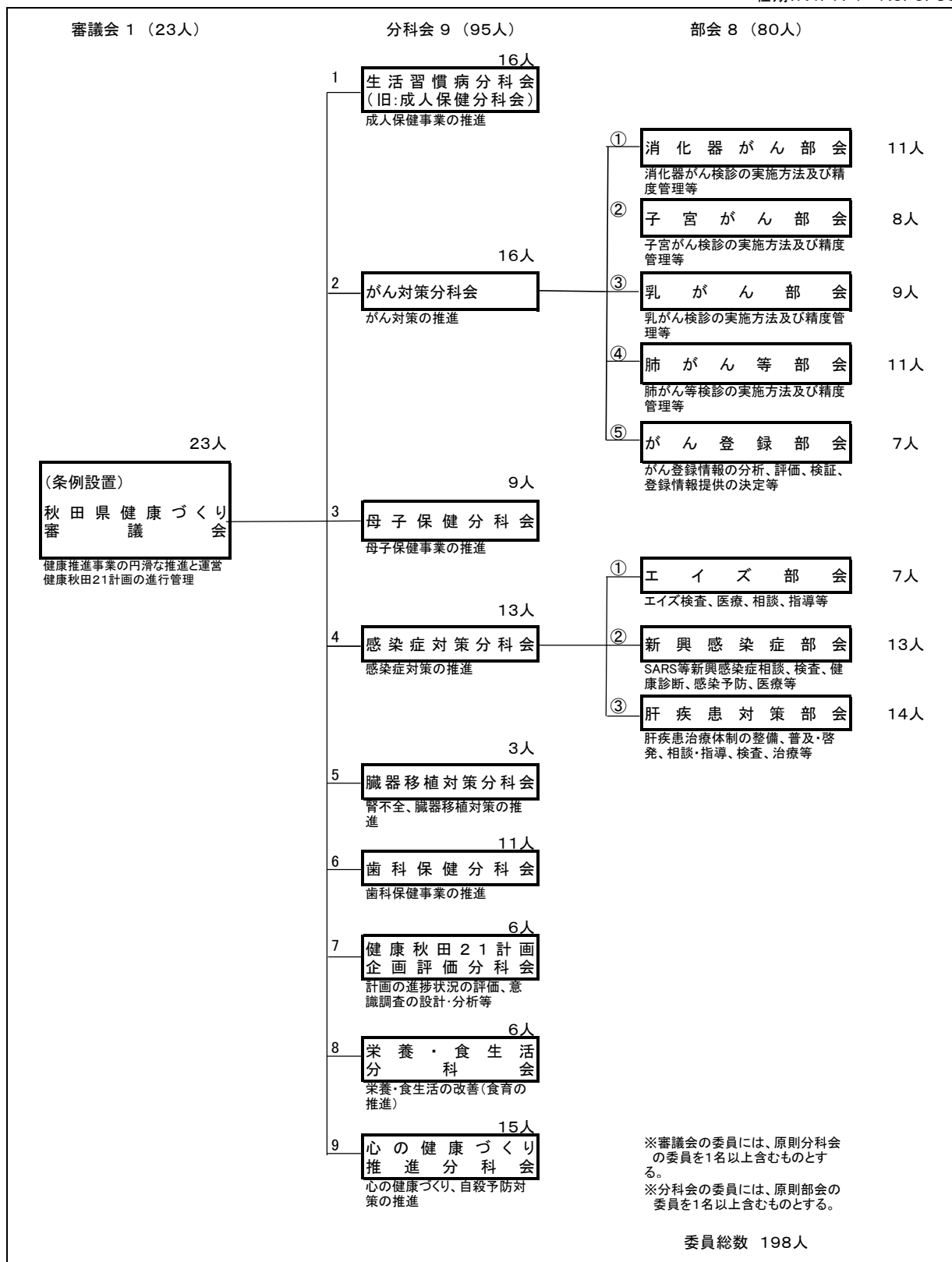
附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)の施行の日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県健康づくり推進条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「第十八条第二項」とあるのは「附則第三条第二項及びがん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)附則第三条」と、「がん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)」とあるのは「同令」とする。



## 2 秋田県健康づくり審議会組織図(R5年10月現在)

任期: R4. 7. 1~R6. 6. 30



衛生統計

3 10大死因

年次 死因	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		全国率 (R4)										
	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率		全国順位									
悪性新生物	4,113	392.8	1	4,211	407.3	1	4,165	408.0	1	4,242	421.3	1	4,099	413.2	1	4,147	424.0	1	4,158	431.8	1	4,137	432.9	1	4,136	439.5	1	4,260	460.0	1	316.1
心疾患	2,172	207.4	7	2,267	219.2	5	2,134	209.2	7	2,086	208.3	8	2,086	210.3	10	2,091	213.8	11	2,046	212.5	11	2,068	216.4	9	2,118	225.1	11	2,119	228.8	13	190.9
脳血管疾患	1,704	162.8	1	1,645	159.1	2	1,571	154.0	1	1,627	161.6	1	1,615	162.8	1	1,542	157.7	2	1,625	168.7	1	1,467	153.5	2	1,575	167.4	1	1,573	169.9	1	88.1
老衰	896	85.6	7	965	93.3	8	982	96.3	12	1,074	106.7	11	1,250	126.0	8	1,272	130.1	10	1,435	149.0	6	1,496	156.5	10	1,644	174.7	8	1,964	212.1	5	147.1
肺炎	1,465	139.9	6	1,378	133.3	6	1,354	132.7	7	1,288	127.9	7	1,144	115.3	6	1,075	109.9	4	1,078	111.9	5	895	93.7	6	820	87.1	6	796	86.0	9	60.7
不慮の事故	543	51.9	2	496	48.0	4	467	45.8	4	549	54.5	1	472	47.6	4	531	54.3	1	512	53.2	1	439	45.9	3	466	49.5	1	484	52.3	3	35.6
誤嚥性肺炎	...	...	-	...	...	-	...	...	-	382	38.5	11	...	...	11	421	43.0	9	404	42.0	10	415	43.4	12	517	54.9	7	594	64.1	6	45.9
血管性及び詳細不明の認知症	132	12.6	8	150	14.5	5	180	17.6	3	302	30.4	1	310	31.7	2	310	31.7	2	305	31.7	3	302	31.6	4	316	33.6	5	359	38.8	1	20.0
腎不全	298	28.5	8	272	26.3	8	282	27.6	8	279	27.7	10	273	27.5	12	332	33.9	2	346	35.9	1	302	31.6	6	305	32.4	7	339	36.6	6	25.2
自殺	277	26.5	1	269	26.0	2	262	25.7	1	240	23.8	1	242	24.4	1	199	20.3	4	200	20.8	1	172	18.0	10	177	18.8	8	209	22.6	1	17.4

※ 率は、人口10万対

4 平均寿命

年次	男			女		
	秋田	全国	秋田	秋田	全国	秋田
H 2	75.29	*75.92	81.80	81.80	*81.90	81.80
H 7	75.92	*76.38	83.12	83.12	*82.85	83.12
H 1 2	76.81	*77.72	84.32	84.32	*84.60	84.32
H 1 7	77.44	*78.56	85.19	85.19	*85.52	85.19
H 1 9		79.19			85.99	
H 2 0		79.29			86.05	
H 2 1		79.59			86.44	
H 2 2		*79.55	85.93	85.93	*86.30	85.93
H 2 3		79.44			85.90	
H 2 4		79.94			86.41	
H 2 5		80.21			86.61	
H 2 6		80.50			86.83	
H 2 7		79.51	86.38	86.38	*86.99	86.38
H 2 8		80.98			87.14	
H 2 9		81.09			87.26	
H 3 0		81.25			87.32	
R 1		81.41			87.45	
R 2		80.48	87.10	87.10	*87.71	87.10
R 3		81.47			87.57	
R 4		81.05			87.09	

\*は完全生命表、その他は、簡易生命表による。

完全生命表：国勢調査年次の人口動態統計（確定数）と国勢調査人口に基づき作成。

簡易生命表：人口動態統計（概数）と推計人口を用い作成。完全生命表の間を埋めるものとして活用。

5 人口動態

年次	出生			死亡			死産			婚姻			離婚		
	秋田		全国	秋田		全国	秋田		全国	秋田		全国	秋田		全国
	実数	率	率	実数	率	率	実数	率	率	実数	率	率	実数	率	率
H 2	10,992	9.0	10.0	10,005	8.2	6.7	508	44.2	42.3	5,632	4.6	5.9	1,256	1.02	1.28
H 7	9,995	8.3	9.5	10,931	9.0	7.4	410	39.4	32.1	5,923	4.9	6.4	1,478	1.22	1.60
H 1 2	9,007	7.6	9.5	12,026	10.1	7.7	304	32.6	31.2	5,669	4.8	6.4	1,925	1.62	2.10
H 1 7	7,697	6.7	8.4	13,061	11.4	8.6	247	31.1	29.1	4,884	4.3	5.7	1,856	1.63	2.08
H 1 9	7,502	6.7	8.6	13,743	12.3	8.8	199	25.8	26.2	4,484	4.0	5.7	1,894	1.70	2.02
H 2 0	7,421	6.7	8.7	13,638	12.3	9.1	209	27.4	25.2	4,555	4.1	5.8	1,823	1.65	1.99
H 2 1	7,013	6.4	8.5	13,866	12.7	9.1	190	26.4	24.6	4,364	4.0	5.6	1,708	1.56	2.01
H 2 2	6,688	6.2	8.5	14,288	13.2	9.5	181	26.4	24.2	4,281	4.0	5.5	1,795	1.66	1.99
H 2 3	6,658	6.2	8.3	14,642	13.7	9.9	192	28.0	23.9	4,058	3.8	5.2	1,555	1.45	1.87
H 2 4	6,543	6.2	8.2	14,856	14.0	10.0	171	25.5	23.4	4,020	3.8	5.3	1,495	1.41	1.87
H 2 5	6,177	5.9	8.2	14,824	14.2	10.1	149	23.6	22.9	3,865	3.7	5.3	1,485	1.42	1.84
H 2 6	5,998	5.8	8.0	15,095	14.6	10.1	165	26.8	22.9	3,842	3.7	5.1	1,444	1.40	1.77
H 2 7	5,861	5.7	8.0	14,794	14.5	10.3	130	21.7	22.0	3,613	3.5	5.1	1,534	1.50	1.81
H 2 8	5,666	5.6	7.8	15,244	15.1	10.5	133	22.9	21.0	3,510	3.5	5.0	1,393	1.38	1.73
H 2 9	5,396	5.4	7.6	15,425	15.5	10.8	108	19.6	21.1	3,311	3.3	4.9	1,366	1.38	1.70
H 3 0	5,040	5.2	7.4	15,434	15.8	11.0	115	22.3	20.9	3,052	3.1	4.7	1,246	1.27	1.68
R 1	4,696	4.9	7.0	15,784	16.4	11.2	117	24.3	22.0	3,161	3.3	4.8	1,278	1.33	1.69
R 2	4,499	4.7	6.8	15,379	16.1	11.1	98	21.3	20.1	2,686	2.8	4.3	1,213	1.28	1.57
R 3	4,335	4.6	6.6	16,019	17.0	11.7	100	22.5	19.7	2,618	2.8	4.1	1,043	1.11	1.50
R 4	3,992	4.3	6.3	17,256	18.6	12.9	80	19.6	19.3	2,447	2.6	4.1	1,068	1.15	1.47